

案件 1 地方分権改革の推進に向けた取組について

地方分権改革の主な経緯等

平成21年11月	地域主権戦略会議（議長：内閣総理大臣）発足
12月	「地方分権改革推進計画」閣議決定
平成22年6月	「地域主権戦略大綱」閣議決定
平成23年4月	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」成立
8月	「第2次一括法」成立
11月	「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」閣議決定
平成24年11月	「地域主権推進大綱」閣議決定
平成25年3月	地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足
3月	「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」閣議決定
6月	「第3次一括法」成立
12月	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」閣議決定
平成26年5月	「第4次一括法」成立
平成26年～	地方分権改革に関する「提案募集方式」導入
平成27年1月	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定
6月	「第5次一括法」成立 (以後、令和6年までに、第6次～第14次一括法成立)
＜第15次一括法に関する国の動き＞	
令和6年	
12月24日	「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定
令和7年	
3月7日	「第15次一括法案」閣議決定
5月9日	「第15次一括法」成立
5月16日	「第15次一括法」公布

(1) 第15次地方分権一括法（令和7年5月9日成立、令和7年5月16日公布）での法改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要否などをまとめたものである

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	住民基本台帳法	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務を追加	—	—	R7.8.16	—	不要	各所管所属において、必要に応じて対応を検討していく。	収納課 子ども保健課 農業委員会事務局 資源循環推進課 都市づくり推進課 環境政策課
2	地方公共団体情報システム機構法	地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長（令和7年度→令和12年度）	—	—	R7.5.16	—	不要	基金の設置期限までに、全ての標準化対象システムを標準準拠システムに移行する。	DX戦略室
3	地方自治法	条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加	—	—	R7.5.16	—	未定	電子署名により代替して行う必要があるか検討していく。 （※）電子署名を行うこととする場合は、高槻市公告式条例を改正する必要がある。	法務ガバナンス室
4	生活保護法	介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続の簡素化	—	—	R8.4.1	—	不要	法令に基づき対応する。	生活福祉総務課 福祉指導課

第15次地方分権一括法中、本市対象外は以下のとおり

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ・地方独立行政法人法、産業競争力強化法
- ・建築基準法

(2) 個別法令の改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある主な事項について、法令ごとに改正概要や施行日、条例改正の可否などをまとめたものである

No.	被改正 法令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	・住民基本台帳法施行規則 ・住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令	転入届等の受付に「書かないワンストップ窓口」システムを導入した場合の届出者の署名について、当該システム上の電子サインによることを可能とする	—	—	R7.3.31	—	不要	令和6年度に実施した窓口体験調査により得られた課題の解決に向けて検討を行っている。	市民課 DX戦略室
2	生活保護法	生活保護受給者が市外の有料老人ホーム等に転出した場合の住所地特例による実施責任の継続	—	—	R7.4.1	—	不要	法令に基づき対応する。	生活福祉総務課 生活福祉支援課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)(第15次地方分権一括法)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改革を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

概 要

6 事項（8 法律）を改正

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

〔住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕
※36法律に基づく事務を追加

住民の手続負担の軽減

行政負担の軽減

- ② 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限※を5年間延長

〔地方公共団体情報システム機構法〕 ※現行令和7年度末まで

システム標準化の推進

- ③ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大

〔地方独立行政法人法、産業競争力強化法〕

研究成果の社会還元

- ④ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔建築基準法〕

行政手続の迅速化

行政負担の軽減

- ⑤ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

〔地方自治法〕

行政負担の軽減

- ⑥ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続の簡素化

〔生活保護法〕

住民の手続負担の軽減

行政負担の軽減

施行期日

- (1) 令和7年8月16日
(2) (1)により難しい場合は(1)以外の個別に定める日

住宅宿泊事業法に関する事務の大阪府からの移譲について

1 民泊の類型について

民泊（各法律において施設の位置付けは異なるが、一般的に住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供すること）を行う場合、大阪府の区域では次の 3 つの法律のうち、いずれかの許可等を取得する必要がある。

根拠法	【1】旅館業法	【2】国家戦略特別区域法 (※本市は対象区域外)	【3】住宅宿泊事業法
許可等	許可 (簡易宿所)	認定 (特区民泊)	届出 (住宅宿泊事業の民泊)
形態等	主に一居室を多人数で使用	主に外国人旅客の滞在に適した施設を一定期間で貸出し	人の居住の用に供されている家屋を宿泊用に提供
住居専用 区域	営業不可	営業可能	営業可能
営業日数 制限	制限なし	2泊3日以上の滞在	年間宿泊日数 180 日以内
所管 (国)	厚生労働省	内閣府 厚生労働省	国土交通省・観光庁 厚生労働省
所管 (府市)	高槻市 (保健所保健衛生課)	大阪府 (特区推進課・環境衛生課)	大阪府 (企画観光課・環境衛生課)

2 住宅宿泊事業法における民泊の実施制限について

上記【3】の住宅宿泊事業法に関する事務は大阪府が担っているが、実施する期間や区域については、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要がある時、合理的に必要と認められる限度において、条例で制限を設けることができる（法第 18 条）。

大阪府との協議により大阪府から事務移譲を受けることで、政令指定都市や中核市などの保健所設置市は、大阪府に代わってこの事務を実施することができるようになり、市条例で制限を設けることができるようになる（法第 68 条）。

3 住宅宿泊事業法に関する事務移譲について

本市域において、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、民泊に起因する周辺住民への生活環境悪化等の影響を未然防止するため、大阪府から住宅宿泊事業に関する事務移譲の協議を進める。

4 事務移譲に関するスケジュール（予定）について

時期	概要
～令和 7 年 10 月 令和 7 年 11 月	事務移譲に向けた引継ぎ等の協議 大阪府へ事務移譲に関する協議書を提出 →大阪府から事務移譲の同意

住宅宿泊事業法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第四節 雑則

（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

第十八条 都道府県（第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

第五章 雑則

（保健所設置市等及びその長による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理）

第六十八条 保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二章（第三条第七項を除く。）及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理することができる。

- 2 保健所設置市等及びその長が前項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、当該保健所設置市等の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議をした保健所設置市等の長は、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 保健所設置市等及びその長が第一項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する場合における住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。